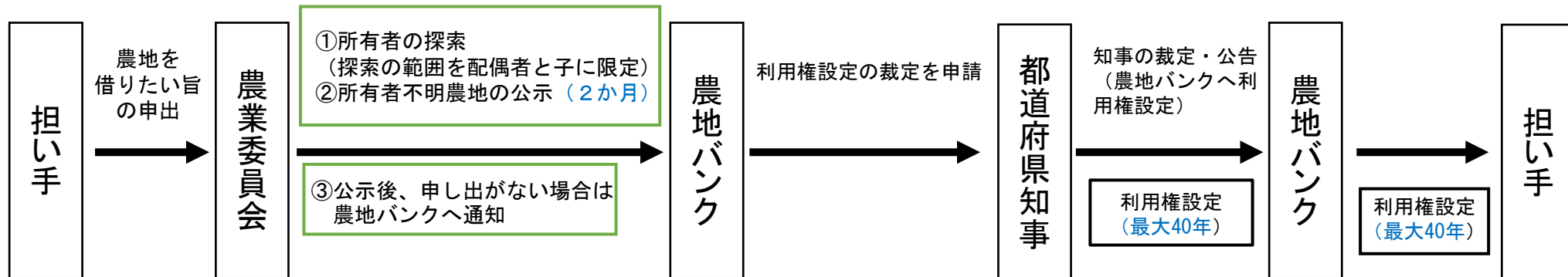


所有者不明農地制度の概要

- 所有者不明農地の利活用を促進するため、平成30年11月に農業委員会の探索・公示手続を経て、農地バンクへの利用権設定できる仕組みを創設。
- さらに、令和5年4月から
 - ① 農地バンクの**利用権の設定期間の上限**を**20年から40年に引上げ**
 - ② 農業委員会による不明所有者の探索後の**公示期間**を**6か月から2か月に短縮**

■ 相続人が一人も判明していないとき → 農地法



■ 相続人が一人でも判明しているとき → 農地バンク法

